

もも・すもも生産拡大支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 米国産ニホンスモモの輸入、モモの輸入解禁要請に加え、近年はモモ・スモモとも生産量が減少しており、このままでは市場競争力が低下することから、生産力の強化が求められている。一方で、新たな栽培や規模拡大にあたっては、省力化や軽労化により生産性を向上する機械等の導入が不可欠であるが、物価高騰により導入費用が上昇していることから、生産拡大を躊躇する生産者が多い。そこで、産地の競争力を維持し、農家の所得向上を図るため、モモ・スモモの生産量の確保を目的に、新たに栽培に取り組む農家や栽培面積の拡大に取り組む農家を支援する。

(事業実施主体及び取組主体)

第2条 事業実施主体は、果樹産地協議会とし、取組主体は、農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合及び知事が認める団体等とする。

(事業内容)

第3条 産地の生産力の強化を図るため、本要領の施行日から令和8年2月1日までの間に、20a以上のモモ・スモモの新規栽培や規模拡大（他品目からの改植を含む）を実施する取組主体を対象として、生産性の向上に資する機械等の導入を支援する。

(事業期間)

第4条 事業期間は、本要領の施行日から令和8年3月31日までとする。

(事業実施手続き)

第5条 この事業の実施に際しては、次の手続きを経るものとする。

- (1) 取組主体は、もも・すもも生産拡大支援事業の取組計画（以下、「事業取組計画」という。）を事業実施主体へ届け出るものとする。ただし、取組主体の所在地を所管する市町村長に直接届け出ることのできるものとする。
- (2) 届出を受けた事業実施主体は、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長に、もも・すもも生産拡大支援事業実施計画書（別添様式第1号：以下「事業実施計画書」という。）を提出するものとする。
- (3) 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画書または取組主体が市町村長へ直接提出した事業取組計画の内容を審査し、事業実施計画の承認申請（様式第1号）を所管の農務事務所長へ提出するものとする。
- (4) 農務事務所長は提出された書類を精査し、14日以内に果樹・6次産業振興課へ進達するものとする。
- (5) 知事は、前号で提出された事業実施計画の承認申請を審査し、適当と認められるものについて、事業実施計画の承認（様式第2号）を、農務事務所を経由し、市町村長に通知するものとする。
- (6) 前号で事業実施計画の承認の通知を受けた市町村長は、事業実施主体及び取

組主体（以下「実施主体等」という。）に、事業実施計画または事業取組計画の承認について通知するものとする。

（事業実施計画の変更手続き）

第6条 知事の承認を受けた事業実施計画または事業取組計画を変更（別に定める補助金交付要綱に規定する軽微な変更を除く）又は中止若しくは廃止する場合は、前条に準じて事業実施計画の変更手続きを行うものとする。

（事業の実施）

第7条 知事から事業実施計画または事業取組計画の承認を受けた実施主体等は、必要に応じて関係法令等に基づく所要の手続を経た上で、適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

（県の助成）

第8条 知事は、実施主体等が行う事業に要する経費について、別に補助金交付要綱を定め、市町村に助成するものとする。

（事業成果の報告）

第9条 実施主体等は、補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の2月1日のいずれか早い期日までに、もも・すもも生産拡大支援事業の取組結果を、第5条に準じて市町村長に提出するものとする。

2 実施主体等における補助対象事業の完了日とは、もも・すももの新規栽培や規模拡大ならびに補助対象である機械等の導入と支払いが完了した日とする。

3 市町村長は事業期間の属する年度の3月1日までに事業実施報告（様式第3号）を、第5条に準じて農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業実施計画の
(変更・中止・廃止) 承認申請について

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業を実施(計画変更)したいので、同実施要領第 5 条第 3 号(第 6 条)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

※ 事業実施計画書(別添様式第 1 号)を添付

※ 押印を省略しても差し支えない

様式第2号

番
年 月 日
号

市町村長 殿

山梨県知事

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業実施計画の
(変更・中止・廃止)承認について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったもも・すもも生産拡大支援事業
実施計画については、同実施要領第5条第5号(第6条)の規定に基づき承認します。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも・すもも生産拡大支援事業の事業実施報告について

このことについて、もも・すもも生産拡大支援事業実施要領第 9 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- ※ 事業実施報告書（別添様式第 1 号）を添付
軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- ※ 押印を省略しても差し支えない

もも・すもも生産拡大支援事業費補助金
事業実施計画書(事業実施報告書)

事業実施年度: 年度

市町村名:

第1 事業の目的等

1 事業の目的

--

2 事業実施主体・取組主体の概要（該当する項目を記載）

事業実施主体 (果樹産地協議会)名	代表者名	構 成	
		事務局	構成員

取組主体名 (市町村長に直接申請をした者)	代表者名	代表者住所・電話番号	区分(該当の区分に○)
			農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合、その他()
			農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合、その他()
			農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合、その他()

第2 事業の内容及び計画(実績)

1 事業内容および費用、負担区分

事業実施主体 (果樹産地協議会)名 ・取組主体名	新規栽培・規模拡大 面積別取組件数		事業費(円)	負担区分(円)			備考
	20a以上 50a未満	50a以上		県費	市町村費	その他	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
合計							

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「除税額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 事業完了(予定)年月日

年 月 日

第3 添付資料

- 1 別紙1:生産性の向上に資する機械等の導入計画書(実績書)を事業実施主体別に添付。(取組主体が取組計画を市町村長へ直接提出する場合は、取組主体別に添付)
 - 2 その他、事業実施計画(事業実施報告書)を補足するために必要な資料
- (注)実施計画の申請時に提出が困難な資料は、交付申請時までには提出する。

もも・すもも生産拡大支援事業費補助金 生産性の向上に資する機械等の導入計画書（実績書）

市町村名／事業実施年度	/
-------------	---

事業実施主体（果樹産地協議会）名 ・取組主体名	
（該当に○） 事業実施主体（果樹産地協議会） ・ 取組主体	

取組主体別事業計画（実績）

取組主体番号 ※	取組主体名	所在地（住所）	新規栽培・規模拡大圃場			実施内容				事業費 （円）	補助額 （円）	除税額 （円）
			圃場数 （カ所）	面積（㎡）		導入機械等の 名称・メーカー ・型番	単価（円）		数量			
				もも	すもも		合計	税抜				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

※取組主体番号については、枝番を付けるなどの変更可能。

3 添付資料（取組主体ごとに作成・提出）

（1）計画書の提出時

新規栽培・規模拡大予定圃場の地図の写し（添付書類様式1の写し：所在地、面積、植栽密度、規模拡大の方法など含む）

誓約書（添付書類様式2：農作業安全講習会への参加、事業終了後8年以上の栽培の継続、導入した機械等の修繕・継続活用、申請内容の確認と補助金返還への同意）

見積書（複写可、2者以上より徴収）、取組主体が農業者等が組織する団体・農地所有適格法人・生産者組合及び知事が認める団体等の場合は定款、規約の写し等の概要がわかる書類

（2）実績書の提出時

新規栽培・規模拡大実施圃場の地図（添付書類様式1の原本：計画時からの修正の有無を追記）

写真（添付書類様式3-1、3-2：導入した機械等、新規栽培・規模拡大した圃場の全景）

農地の貸借により新規栽培・規模拡大を行った場合は契約書の写し等の概要がわかる書類

導入機械等の納品書と請求書、代金の支払い証拠書類（現金払いは不可。銀行振込など第三者が支払いを証明できるもの）の写し

添付書類様式 1

※計画申請時には写し（コピー）を提出すること。実績報告時に軽微な変更があった場合においては、変更前の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※事業実施圃場が複数の場合は、圃場ごとに作成すること。

1. 取組主体名： _____（取組主体番号： _____）
複数圃場で実施の場合は通し番号： _____ 番

2. 新規栽培・規模拡大予定圃場の場所を示す地図

（地図を記載もしくは添付）

3. 新規栽培・規模拡大圃場の所在地： _____

4. 新規栽培・規模拡大面積： _____ m²

5. 新規栽培・規模拡大の方法

方法	該当 に○	備考
苗木・若木の植え付け (備考に植え付け作業の 実施期間を記述)		植え付け作業の実施期間 令和7年 月 日～ 令和7年 月 日
農地の貸借 (備考に借入先・借入契約 期間を記述)		借入先 氏名： 住所： 電話： 契約期間 令和7年 月 日～ 年 月 日
その他(備考に内容・実施 期間を記述)		内容 実施期間 令和7年 月 日～ 年 月 日

6. 植栽密度

(1) 苗木・若木を植え付けて新規栽培・規模拡大する場合

植栽 密度	モモ	スモモ	単位

①当事業の補助対象とする植栽密度の下限は12本以上/10aとする。

(10a当たりで計算する場合、小数点以下は切り捨てる)

②ただし、モモの大藤仕立てやスモモの棚栽培などについては3割程度少なくすることを認めるが、その理由について以下に記載すること。

理由：

(2) 成園を貸借して規模拡大する場合

現状の 植栽 密度	樹種	樹齢	植栽本数	単位
	モモ スモモ			

※樹の更新などを行う場合でも、現状の植栽本数を下回らないように留意すること。

(10a当たりで計算する場合、小数点以下は切り捨てる)

添付書類様式 2

誓 約 書

令和7年度もも・すもも生産拡大支援事業費補助金の交付を受けるにあたり、以下の内容について誓約します。

1. 県や農業協同組合などが開催する農作業安全に関する講習会・勉強会へ積極的に参加します。
2. 当事業終了後も導入する機械等の財産処分制限期間内は同規模にてもも・すもも栽培を継続します。
3. 当事業にて導入する機械等については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業機械研究部門が実施する安全性検査の結果を踏まえて選定します。
4. 当事業にて導入する機械等については、その品質を十分に検討するとともに、財産処分制限期間を経過するまで、故障時には自費で修繕し、継続して活用します。
5. 当事業にて導入する機械等については、当事業の趣旨に沿った目的のみに使用し、他用途には使用しません。
6. 当補助金に関連する申請の内容は十分に確認するとともに、万が一、事実と異なる場合には、すみやかに補助金を返還します。
7. 当補助金に関連して、国・県・市町村からの調査が行われる場合は積極的に協力します。

取組主体名： _____

代表者氏名・印： _____ 印

(自署の場合は印鑑不要)

住所： _____

連絡先（電話・メール）： _____

添付書類様式 3 - 1

取組主体名： _____ (取組主体番号) _____

当事業にて導入した機械等の写真（導入した機械等が複数の場合は、機械ごとに作成）

1. 機械等の全容

(写真を添付。大きさの目安：Lサイズ)

2. 銘板（名称・型番）のアップ

(写真を添付。大きさの目安：Lサイズ)

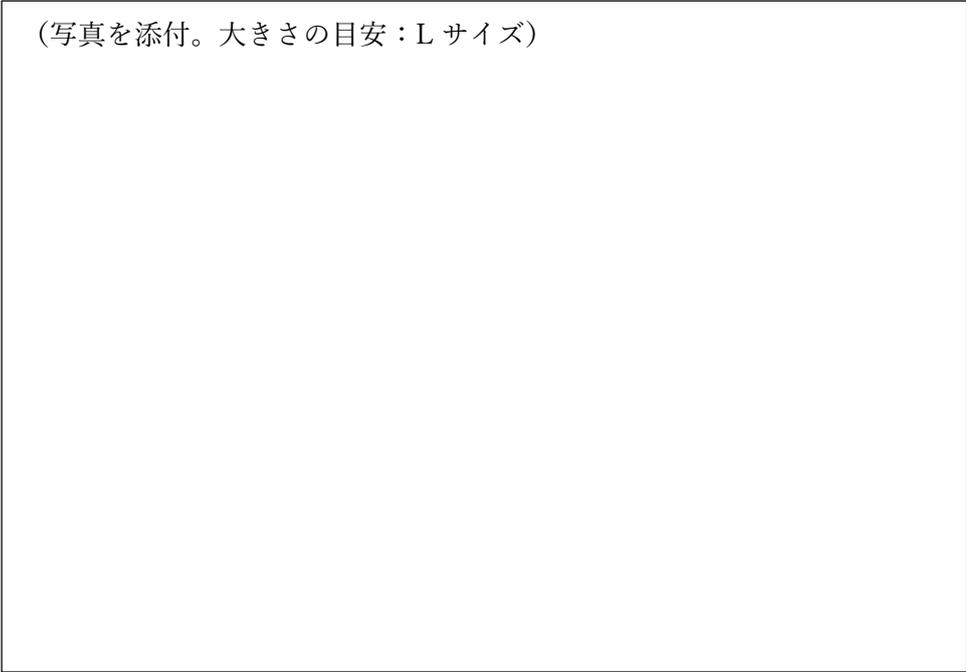
添付書類様式 3 - 2

取組主体名： _____ (取組主体番号) _____

新規栽培・規模拡大した圃場の写真（事業実施圃場が複数の場合は、圃場ごとに作成）

1. 圃場の全容

(写真を添付。大きさの目安：Lサイズ)



2. 樹のアップ

(代表的な1樹。特に新規栽培にて規模拡大を行った場合、植え付け状況がわかるように)

(写真を添付。大きさの目安：Lサイズ)

